

三監告示第 9 号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

平成27年11月26日

三条市監査委員 大久保 秀 男

三条市監査委員 捧 厚 雄

三条市監査委員 下 村 喜 作

記

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上                 |
| 3 監査の方法 | 同 上                 |
| 4 監査の結果 | 同 上                 |

## 定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 平成26・27年度における総務部政策推進課、情報管理課、行政課、財務課、税務課及び収納課並びに栄サービスセンター及び下田サービスセンター所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況
- 2 監査の期間 平成27年9月17日から同年10月26日まで
- 3 監査実施委員 大久保 秀 男  
捧 厚 雄  
下 村 喜 作

### 4 監査の方法

このたび実施した定期監査は、平成26・27年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

### 5 監査の結果

軽微な事項を除き、特に記述すべき事項は次のとおりである。

- (1) 旅費支給事務において、未支給の事例があった。
- (2) 施設使用料の徴収事務において、減免割合を誤り、追加徴収が必要となる事例があった。
- (3) 還付事務において、事務決定権者の決裁がされていない事例があった。
- (4) 契約事務において、契約書に収入印紙の貼付がない又は金額を誤っている事例があった。
- (5) 現金出納事務において、現金出納簿の記入誤りや記入漏れの事例があった。